

2015年(平成27年)4月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

住民基本台帳に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び  
目的外に提供することに伴う本人通知の省略について(答申)

2015年(平成27年)1月21日付けで諮問(第709号)された住民基本台帳に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は「3 審議会の判断理由」に述べるところにより認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

神奈川県藤沢北警察署司法警察員より、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査のため、市民窓口センターで保有する住民基本台帳カード交付申請書の照会がなされた。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、神奈川県藤沢北警察署司法警察員に住民基本台帳カード交付申請書の情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

### (2) 住民基本台帳カード交付申請書の情報を目的外に提供することについて

#### ア 目的外に提供する個人情報

住民基本台帳カードの交付について、次の事項

住民基本台帳カード交付の有無

住民基本台帳カード交付・再交付申請書の閲覧及び複写  
申請年月日・住所・フリガナ・氏名・生年月日・顔写真

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県藤沢北警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢北警察署司法警察員によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県藤沢北警察署に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、当署において捜査中の覚醒剤取締法違反の容疑者であり、通報によると覚醒剤を常習的に保持し、乱用している疑いがあるため、捜査し証拠品である覚醒剤を差し押さえる必要がある。しかし、容疑者は運転免許証を取得していないため人物の特定ができず、住民基本台帳カードの交付申請書にある顔写真を情報提供者に確認することで捜査に踏み切りたい」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、住民基本台帳カードの交付に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

また、今後刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会書により目的外提供を求められた際、その公共性及び緊急性、犯罪捜査の必要性を考慮し情報の取り扱いに十分留意した上で、住民基本台帳カードの交付の有無の回答のみ、審議会への諮問の手続きを個々に経る事なく回答できる、包括的な取り扱いを、併せて諮問するものである。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件にかかる目的外提供は、捜査のために行うものであり、住民基本台帳カード交付申請書の申請者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、

当該通知を省略することとしたい。

また、住民基本台帳カードの交付の有無を回答する場合の本人通知についても、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認できた場合のみ、今後審議会への諮問の手続を個々に経る事なく省略できる包括的な取扱を、併せて諮問するものである。

(4) 提出書類

- ア 捜査関係事項照会書
- イ 住民基本台帳カード交付・再交付申請書
- ウ 個人情報取扱事務届出書
- エ ガイドライン
- オ 捜査関係事項照会確認書
- カ 捜査関係事項照会管理表

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1)神奈川県藤沢北警察署からの捜査関係事項照会書の個別案件について

ア 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢北警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性については、「捜査内容の詳細については回答できないが、当署において捜査中の覚醒剤取締法違反の容疑者であり、通報によると覚醒剤を常習的に保持し、乱用している疑いがあるため、捜査し証拠品である覚醒剤を差し押さえる必要がある。しかし、容疑者は運転免許証を取得していないため人物の特定ができず、住民基本台帳カードの交付申請書にある顔写真を情報提供者に確認することで捜査に踏み切りたい」とのことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、住民基本台帳カードの交付に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

イ 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、実施機関では、本件にかかる目的外提供は、捜査のために行うものであり、住民基本台帳カード交付申請の申請者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(2) 犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の住民基本台帳カードの有無の情報を目的外に提供する取り扱いに

## 関するガイドラインについて

実施機関の説明によると、今後刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会書により目的外提供を求められた際、その公共性及び緊急性、犯罪捜査の必要性を考慮し情報の取り扱いに十分留意した上で、住民基本台帳カードの交付の有無の回答のみ、審議会への諮問の手続きを個々に経る事なく回答できる、包括的な取り扱いをしたい、とのことである。

また、住民基本台帳カードの交付の有無を回答する場合の本人通知についても、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認できた場合のみ、今後審議会への諮問の手続きを個々に経る事なく省略をしたいとのことである。

当該交付申請の有無を回答することによる個人の情報が侵害される度合いと、個人情報の保護とのバランスの問題及び事務負担の軽減となることを勘案し、その公共性及び緊急性、犯罪捜査の必要性を考慮し情報の取り扱いに十分留意した上で、目的外提供に関するガイドラインを作成し、それに則り、提供する個人情報の範囲を住民基本台帳カードの交付の有無のみに限定すれば、目的外に提供する必要性があると認められる。

また、個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。しかし、本人通知について、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認し、合理的理由があると確認できた場合は本人通知を省略するとの判断をすることを認める。

ただし当該ガイドラインで、犯罪類型の再度の整理と、照会対象者を被疑者本人に限ることの明記及び同一照会元からの照会件数について制限を設けることを条件とする。

以 上